

2019年3月12日

各位

名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社 中京銀行

「印鑑レス取引」の取扱開始について

中京銀行（頭取 永井 涼）は、「印鑑レス取引」（キャッシュカード暗証認証）の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

「印鑑レス取引」では、窓口でのご預金の払い戻しや各種証明書の発行など、一部のお取引をお届印の押印不要でお手続きいただけます。

当行では今後ともお客さまの利便性向上に努めてまいります。

記

1. 「印鑑レス取引」概要

取扱開始日	2019年3月12日（火）
対象店舗	伏屋支店・一宮南支店（2019年4月中に対象を全店に拡大予定です）
窓口でのお手続きについて	お届印の押印不要で、所定の用紙（各種取引依頼書、各種届出書等）へのご記入と通帳・キャッシュカードの提示、専用装置での暗証番号入力によりお手続きできます。 ※引き続き、従来どおりのお手続きも可能ですので、お客さまのご希望に合った方法をお選びいただけます。
対象のお客さま	中京キャッシュカード（*1）をお持ちの個人のお客さま （*1）ICキャッシュカード、MS（磁気ストライプ）キャッシュカード
対象の口座	提示をいただいたキャッシュカードの口座および同一名義の口座（*2） （*2）当行が同じお客さま番号で登録している口座のことをいいます。 ※代理人カードは対象外です。
対象のお取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご預金の払戻・口座解約（外貨預金含む） ・ 投資信託の購入・換金・口座解約 ・ 債券の購入・買取・口座解約 ・ 次のお取引に伴う口座からの振替 税金・公共料金等の支払い・振込等 ・ 各種証明書発行（残高証明書発行、取引履歴明細表発行等） ・ 自動機限度額変更、定額自動送金等 <p>※上記取引はご本人が手続きを行う場合に限り（ご本人さまを確認できる書類提示のお願いや、資金用途をお伺いする場合があります）。</p> <p>※普通預金・貯蓄預金口座からの払戻・振替および各種届出書については通帳の提示がなくてもお取引できます。</p>

以上